

平成31年1月 岩手県教育委員会定例会 会議録

1 開催日時

開会 平成31年1月21日（月）午後1時30分

閉会 平成31年1月21日（月）午後2時45分

2 開催場所

県庁10階 教育委員室

3 教育長及び出席委員

高橋 嘉行 教育長

八重樫 勝 委員

小平 忠孝 委員

芳沢 荃子 委員

畠山 将樹 委員

新妻 二男 委員

4 説明等のため出席した職員

今野教育次長兼教育企画室長

鈴木特命参事兼企画課長、佐藤特命参事兼学校施設課長、永井教職員課総括課長、荒川小中学校人事課長、梅津県立学校人事課長、佐藤学校調整課総括課長、鈴木産業・復興教育課長、橋場生徒指導課長、藤澤高校改革課長、小久保学校教育課総括課長、佐野義務教育課長、里舘高校教育課長、佐藤特別支援教育課長、荒木田保健体育課総括課長、鎌田文化財課長

教育企画室：長澤主任主査、金野主査（記録）

5 会議の概要

第1 会期決定の件

本日一日と決定

〔事務報告〕

第2 事務報告1 平成30年12月県議会定例会の概要について（教育企画室）

別添事務報告により報告

八重樫委員：中学校の部活動について、全員加入を見直すべきではないか、全国的に見ても加入率が高いのはまずいのではないかとニュアンスでの質問が2～3人の議員からあったようですが、これはまずいことなのでしょうか。現場の声を反映したのかどうか教えていただきたいと思います。

荒木田保健体育課総括課長：部活動の加入状況については、各学校において、社会性や生涯にわたってスポーツ・文化に親しむ能力を育成する観点等から、部活動への加入を勧めてきたという実態があります。これは、強制加入を勧めてきたわけではなく、部活動の取組が生徒の自主的・自発的な参加によるということによってやってきておりますが、その取組において、特に運動部には高い加入の状況があるということです。ただ、部活動は、学習指導要領にもあるとおり自主的・自発的な活動であるということから勧めるに当たり、加入の在り方についてもいろいろな会議等で周知し、推進していきたいと考えています。

教育長：部活動の意義については、様々な社会性を育むことやいろいろなことに挑戦するといった貴重な機会だということで、全体的にはできる限り何らかの部活動に入るのが適当だということで勧めている実態はあろうかと思えます。ただ、高校になると部活に入らない子ども達もたくさんいますので、特に、中学校の実態がそうだと思います。生徒や保護者を含めて、自分が本当にやりたいのかという気持ちにならなければ、また無理が生じてくると思います。部活動の在り方に関する方針を昨年6月に策定したときに、改めて、生徒の自主的・自発的な活動だということを確認したいと

いうことで、市町村教委等とも整理を進めてきておりますので、今後また、そういうことを進めていきたいと思いますが、いずれ、無理に部活動に取り組むということは、それに伴う弊害も出てきますので、やりたいという子ども達を積極的に支援していくということが望ましい姿ではないかと思っています。

八重樫委員：部活に生きがいを感じている生徒もいるわけです。私が現場にいたときに、進学先の中学校にはサッカー部がないのでそこには行かず、別な学校に行くというようなこともありましたし、勉強も頑張るけれども部活も頑張ろうという子ども達もいます。国体の関係もあり、そこに繋がっていくということもありますので、一概に中学校の部活について言うことはできないと思います。先日、卓球の全日本選手権を見ました。14歳の中学生が決勝まで行ったのですが、その生徒は1日10時間練習しているそうです。囲碁のプロの女の子は、テレビを見ず、勉強もほとんどせず、それだけやっているそうです。一概に全員加入を見直すわけにもいかないと思いますが、子ども達のいろいろな思いを生かしながら、教育長が言ったように過度にならないようにということを考えないと一律にはできないのではないかと思います。

教育長：様々な御意見があろうかと思っておりますので、これからも教育委員会の中で意見交換させていただきたいと思っております。

新妻委員：図書館関係で、質問があって追加資料とありますが、審議決定できない必要な追加資料とはどのようなものなのでしょうか。

鈴木特命参事兼企画課長：図書館がアイーナの中に入っていますが、アイーナの全体の運営に関する指定管理についても今回議案とされており、他部局が所管する施設にも関わる部分もありまして、他部局でどのような資料に基づいて審議されたかといったことについての資料提出を求められたところであります。

新妻委員：アイーナに関わる指定管理は、図書館だけではないということで、ほかの部局はどのようになっているのかということですね。

教育長：アイーナ全体のハード面の管理運営を指定管理として委託していますが、これとは別に図書館業務やそれ以外の特定の行政目的の業務も指定管理で行っております。端的に言いますと、図書館の関係が相当膨大な資料を提供したのですが、それに対して全体的な建物の維持管理の方が資料が少ないため判断できないとのことでした。業務運営は一体的になされるべきもので、そのあたりを全体で見てみたいということで資料を提供したものであります。

畠山委員：いじめ問題の解消状況の質問についてお伺いしたいのですが、これは、解消状況について、うまく解消できていないのではないかな等の意見があつての質問だったのでしょうか。

橋場生徒指導課長：いじめに関わる県内の様子を総合的に御質問いただいたものと思っておりますが、いじめの解消率83%という数字があまり高く見られなかったということからの御質問だと思っております。いじめ解消の定義が変わったということなので、解消率というものが解消定義前から大きく変わってきているということなどから御質問をいただいたものと思っております。

畠山委員：いじめを積極的に認知し、解消していかなければならないということで、私が聞いているところでは、先生方にとって解消というものがすごく負担になっているようです。どのように解消するのか、その点について先生方の負担がすごく大きいと実感しているところであり、サポート体制の充実がますます重要になってきています。もう1つは、その解消を急いでいるように、保護者あるいは当事者が感じているような件があつて、どうしても納得できて解消していると思っていないケースもいくつか聞こえてきています。すごく難しい問題だと思うのですが、十分に注意してやっていただきたいと思います。これに関しては、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの設置で臨床心理士や社会福祉士の重要性についても伝えられていますが、外の大事な専門家の方々だと思いますので、より一層連携を強くして先生方の負担軽減のために、また、保護者や当事者になった人のためにも充実した活動に努めていただきたいと思います。

橋場生徒指導課長：全くそのとおりだと思います。先生方の負担も大きいわけですが、事前の丁寧な対応ということがいじめの重篤化を防ぐということですし、いじめの事案については、保護者の納得という部分についても3か月という期間を丁寧に見ていくということで、重篤化を防ぐということにもなります。専門的な知見を持つ方々からもアドバイスをいただきながら子ども達が安心・安全に暮らせるような学校づくりに取り組んでいきたいと思っております。

八重樫委員：道徳教育の関係で、教科書がゆがんでいる、あるいは、押し付けているのではないかとい

うような視点の質問があり、そのことについて答弁していますが、教科書をどのように決めているかということについては、いかがでしょうか。

佐野義務教育課長：教科書の採択についての答弁はしていませんが、特定の価値を生徒に押し付けたりすることが道徳教育ではないということを答弁していますし、まさに、教科書になった主人公の行動を自分のこととして考え議論し、主体的に多様な価値に向き合うということが道徳教育では大事ですので、そのようなことを通して子ども達の人間性や社会性を育てていきたいということを話しました。

畠山委員：関連してですが、憲法に基づく道徳教育ということが書かれており、すごく大事な視点ではないかと思い拝見させていただきました。法教育、法律を教育するという趣旨ではなく、法的な考え方や人権の考え方など道徳にも繋がる考え方について、政治的中立性が求められたりということで、現場の先生方は、なかなか触れづらいというような意見も聞いています。先生方が教えたいことを教えられないようなことがないように、こういうことをやっていっていいんだということを積極的に教育委員会として示していくようなことも重要ではないかと思っておりますので、意見させていただきます。

佐野義務教育課長：畠山委員御指摘のとおり、道徳教育については、県教育委員会としても教科化に向けた様々な研修会等で学習指導要領の趣旨や内容等について研修を重ね、先生方が自信をもって子ども達の前に立てるよう市町村教育委員会と一緒に支援していきたいと考えています。

畠山委員：学ぶ機会の確保について、意見を述べさせていただきたいと思います。学校に行きたくても行けない方々が増えてきているということが、保護者の立場でも職務上の立場でもすごく実感しているところです。学ぶ機会を保護者や学校が連携して確保していくことは極めて重要だと答弁している点についてですが、ここが現代的な課題としてかなり頑張っていかなければならないところではないかと思っています。高校再編の話とも絡んでしまうのですが、例えば、定時制の学校をどうするかというときに、定時制の設立趣旨と学ぶ機会の問題はイコールではないと思いますが、新たに県教育委員会としても学ぶ気持ちがあるけれども学ぶことができない人達に既存のものをリニューアルして学ぶ機会をつくるということを、今やらなければならぬ時期ではないかと切実に思っています。いろいろな課題があるかと思いますが、多様な学びの機会をつくること、そして、中学校や高校で連携を深めて、進路の上でも今以上の選択肢を示して学び直しをしたいという子ども達にそういう場を提供できるようになればいいと思いましたので意見させていただきます。

佐藤学校調整総括課長：畠山委員の御指摘を含めながら、高校であれば市町村が開設するような適応指導教室がありませんので、中学校時代の不登校経験者が、定時制高校や小規模校に入学して、手厚く個に応じた指導により、元気に登校している生徒もたくさんいます。そういった生徒の学びを大事にする学校も必要であり、後期計画で検討していきたいと考えています。

教育長：障がいの有無だとか、格差を含めた様々な経済的なハンデについては、教育ももちろんそうですが、子ども子育てなどいろいろな分野で国連採決されたSDGsの考え方というのは、これから行政運営上の様々な分野において丁寧に対応していかなければならないと思っています。そういう中で、畠山委員からお話がありました高校再編もありますし、それから、LGBTの問題など様々な学校教育にかかる課題がありますので、基本的には一人ひとりの子ども達の実情に寄り添った教育をできる限り県教委として市町村教委と力を合わせながら教育の充実に取り組んでいくということで、具体的なやり方については、地域の皆さんを含め丁寧な話し合いをしながら、その方向性を定めていくことが大事だと思っておりますので、ただ今の御意見等を十分踏まえさせていただきながら、検討していきたいと思っております。

新妻委員：今後の課題になるかと思いますが、不登校やいろいろな事情で学校に行けなくなった子ども達の学びをどうするかというときに、選択肢は多ければ多い方がいいと思いますが、その選択肢の中に夜間中学があり、近年需要が上昇傾向にあると聞いています。もちろん、これは市町村立なので、政令指定都市や大都市圏が中心ではあるのですが、近年、地方都市でもそういったことが出てきているようです。学びの選択肢を増やしていくという一つとして考えることもあると思いますが、県内や盛岡市レベルでそういった要望や需要が出てきているという声は、市町村や自治体によって幅はあると思いますが、今後の展開としてそういったようなものが選択肢に入り得るかもしれないので、情報を集めていただいて、御検討いただければと思っています。

佐野義務教育課長：本県においても夜間中学についてのニーズを把握するために、検討委員会を開催し

ており、その時点では一定のニーズがなかったと判断していますが、毎年のようにニーズの把握に努めていながら、そういう状況が出てくれば、夜間中学について考えていかなければならないと思っています。

新妻委員：川崎市では、外国人労働者の大きな変化があるので、そのことを睨みながら考えなければならないということもあるようです。最近の新聞記事で、いわゆる未就学になって放置されているという事案があるということも報道されていますが、少しこのあたりの間口を広げると、岩手盛岡あたりでもそういった課題に応えなければならぬ、あるいは、課題に直面するかもしれないということも考えた場合に、一つの選択肢として将来的に視野に入れていた方がいいかと思います。

教育長：一昨年に文部科学省のモデル事業を導入しまして、夜間中学の在り方について岩手県としてどう対応するかという検討を行いました。そのときは、戦前教育をなかなか受けられなかった日本人の方が相当数いるという中で、そういう課題に対する課題を検討したということですが、今お話いただきましたように、外国人労働者の子弟や義務教育の中で受けたいという子ども達に対しては、義務ということではなく、しっかり教育をしていくという基本的な姿勢が求められております。それをやっていく中で、通常の学校教育の中で対応できるかどうかということ、これからの課題として出てくる可能性は十分あると思いますので、そういう情報等も国も含めてお聞きしながら、市町村において現実的にそういうことがあるという情報がある場合には、一緒に考えていくようにしていきたいと考えています。いずれ、様々な面で保障という問題がでてきますが、実際、経営資源をそこに投入できるかという体制的な問題をしっかり確保していくということも大事ですので、幅広い議論をテーマごとにやっていくことが必要だと思っております。

八重樫委員：不登校やひきこもりは、ゼロであれば一番いいわけですが、どうしてもゼロにするのは難しい実態があると思います。私が校長をしていたときに、小学校5年生から5年間不登校の生徒がいましたが、ある事をきっかけに盛岡市内の私立高校に入学し、3年間無遅刻無欠席で卒業して北海道の4年生大学に入ったという例もあります。不登校がゼロになることはもちろんいいことではありますが、どこの学校の不登校が何人解消されていないなど、あまり数字にこだわりすぎない方がいいのではないかと思います。

教育長：次期総合計画の指標の中に不登校児童生徒数をどうするかという話もあるのですが、一概に減らすということも無理があります。学校にできるだけ登校してもらうような働きかけをしたことが、結果的に重篤化を招くというようなことにも十分配慮する必要があります。それから、先日、定時制・通信制高校の発表会があったのですが、不登校を経験した子ども達も学校が変わることにより新たなスタートが切れて、将来を主体的に考えるようになったということもあります。あとは、畠山委員から定時制高校の夜間について具体的なお話もいただきましたので、そういったことも十分頭に入れながら、関係者で力を合わせてしっかり対応していくということが大事だと考えています。

畠山委員：指標については、いろいろな意見が出ているところですが、引き続き検討していくこととしていたものを含めて、今後、どのような流れだったか確認させていただいてもよろしいでしょうか。

鈴木特命参事兼企画課長：今、庁内で指標についてどうするか最終的な詰めのご検討を行っているところです。議会に対して事前にお示ししてということも考えているようですが、日程的にも大分厳しくなってきました。2月県議会に議案を提出する段階で、最終案を提示して御説明することになると思いますが、2月県議会で議決をいただくという手続きがありますので、そこに向けて庁内で鋭意検討をしているという段階です。

教育長：12月県議会でも様々な御意見を頂戴しましたし、パブリックコメントも終了しましたが、そこでも御意見を頂戴しましたので、今まさに具体的な対応案を検討中だということです。その方向性がまとまりましたら、また委員の皆さんに情報提供させていただきたいと思います。基本的に、今まで委員の皆さんからは、様々な角度から御指摘いただいておりますけれども、その方向性と同じような御意見を多方面からいただいておりますので、丁寧に対応していきたいと考えています。

畠山委員：尊重すべき意見が出ておられるので、よく考慮し、いずれ、みんなの目標だということを実感できるような目標にしていけたらという思いを新たにしました。

教育長：その中でも特に学力の面に関して、子ども達が委縮するような指標や全国の順位を争うような指標とすべきではないということが、極めてクローズアップされました。それを含めて、今、具体的な検討をしていますので、できる限り県民の皆さんに御理解いただけるような指標設定になるよう努力していかなければならないと考えています。

第3 事務報告2 平成31年度一関第一高等学校附属中学校入学者選抜検査の実施について(学校教育課)
別添事務報告により報告

教育長：ここに適性検査の問題と解答例がありますが、これは、公表しているのでしょうか。

佐野義務教育課長：報道関係の方に、配布しています。

教育長：実際、問題を解いてみたのですが、単にテストを行ったということだけではなく、なぜその答えになるのかということを入れることによって、一関第一附属中学校の選抜試験の情報を子ども達が見て、こういうものなのかと理解してもらえる機会にすることも大事ではないかと思いましたがいかがでしょうか。

佐野義務教育課長：検討したいと思います。

〔議案〕

第4 議案第32号 岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて
(教育企画室)

別添議案により説明

八重樫委員：高橋町長は私もよく知っており、文句のない方です。町村会に推薦を求めたので仕方ないと思いますが、矢巾町教育委員会からも委員が出ており、同じ矢巾町から2人が出ていることになりましたが、よろしいのでしょうか。

鈴木特命参事兼企画課長：このような推薦になりそうだということは、内々に把握しており、町村会の事務局にもお話をさせていただいたところではありますが、町村会としましても町村会の中での役割分担があり、教育関係を担当しているのが高橋町長でしたので、町村会としては、高橋町長を推薦するという事になったようです。我々としても、個人の見識に基づいて御意見をいただくということで御推薦いただいているものですので、今回推薦のありました高橋氏を委員にと考えています。

教育長：それぞれの市町村の所属ということは現実的にありますが、推薦団体を代表してということで、これまでの持てる識見を發揮していただけるものと思います。

原案どおり決定

議案第33号以降については、非公開とする議決がなされた。

第5 議案第33号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて(教職員課)
別添議案により説明

原案どおり決定

〔減給1月 安全運転義務違反(死亡事故) 45歳 男性 小学校 教諭 盛岡教育事務所管内〕

第6 議案第34号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて(教職員課)
別添議案により説明

原案どおり決定

〔戒告 安全運転義務違反(重傷事故) 52歳 女性 中学校 教諭 盛岡教育事務所管内〕

会議結果の公表は、教育長に一任することとして議決された。